

令和元年11月1日から
令和元年11月1日まで

標 茶 町 議 会
第 5 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和元年標茶町議会第5回臨時会会議録目次

第 1 号（11月 1日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第58号 工事請負契約の締結について	5
議案第59号 標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	9
閉議の宣告	24
閉会の宣告	24

令和元年第5回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年11月1日（金曜日） 午前10時15分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第59号 標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 7番 舘 田 賢 治 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 観 光 商 工 課 長 | 多 津 美 悟 君 |
| 建 設 課 長 | 富 原 稔 君 |
| 教 育 長 | 島 田 哲 男 君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 弘 幸 君 |
| 議 事 係 長 | 小 野 寺 一 信 君 |

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和元年標茶町議会第5回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時15分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
3番・長尾君、 4番・松下君、 5番・熊谷君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) (登壇) 第5回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由でございますが、現在事務を進めておりますマテリアルリサイクル推進施設整備事業ですが、前回の臨時会で補正予算をご議決いただいたところであります。

過日、入札を執行し、落札者が決まりましたので、「議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例」により工事請負契約について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

また、地方公共団体において能率的な公務運営を推進するための重要な担い手となっております臨時的任用職員、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月に公布され令和2年4月から施行されることに伴いまして、地方公共団体に会計年度任用職員制度が導入されますことから、新たに同職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるために新規で条例を整備するものです。

続いて行政報告を行います。

第4回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足いたします。

1つ目は、ふるさと応援大使の委嘱についてであります。

去る、10月27日に標茶町で初めてとなる「ふるさと応援大使」に、本町出身の女優、高橋恵子さんを委嘱いたしましたので、ご報告申し上げます。

この「ふるさと応援大使」は、本町のPRや知名度向上を図る目的から、標茶町出身の方やゆかりのある方に就任していただき、広報活動等を行っていただくものです。

この日は、就任式を行った後、標茶町文化講演会が行われ、「自然と共に生きる」をテーマに、トークショー形式で就任後の初仕事を兼ねてご講演いただいたほか、前日には、磯分内小学校開校100年記念式典にも出席を賜り、在校生や教職員、卒業生などを前に作文や絵本の朗読などを行っていただきました。

高橋さんは、講演の中で「これからもっと標茶のことを知り、東京からの目線で提案してきたい。」と「ふるさと応援大使」就任における抱負を語っていただきましたが、ご本人の負担とならない範囲で活動していただきたいと考えております。また、今後の展開につきましては、新たに「ふるさと応援大使」を担っていただける方についても検討し、この制度を活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2つ目は、仮想「道の駅」フェスティバルについてであります。

標茶町の六次産業化を発展させる上での課題を抽出するため、町民並びに町外客を多く集客し、活動のPRと来場者からの声を抽出することで標茶町の魅力を内外に発信し、酪農プラス観光産業のコラボレーションの確立を目指すことを目的に、去る9月22日にJAしべちや駐車場で開催されました。

当日は、ステージイベントを中心に11台のキッチンカーや飲食ブース、地元物産品を販売する「標茶マルシェ」などが出店し、会場は多くの来場客で賑わいを見せ、標茶高校のOPENプロジェクトによるパフェ「しべパフェ」は予定の400個を完売し、大変な盛況ぶりでした。

また、来場者に対するアンケートも実施され、約600枚のアンケートを回収し、10月17日にそのアンケート結果の手交式が行われました。手交式では道の駅フェスティバル実行委員会の実行委員長であるJAしべちゃ千葉組合長から町長にその結果報告があり、回答者の9割以上の方が「標茶町に道の駅が必要」と回答があったと報告を受けたところです。

今後は、このアンケート結果を踏まえ、道の駅を含めた交流人口・関係人口の拠点整備について検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、くしろ湿原ノロッコ号30周年記念イベントについてであります。

本年、JR釧網線の臨時観光列車「くしろ湿原ノロッコ号」が運行開始より30周年を迎えたことを記念し、沿線自治体として乗客を歓迎するおもてなしイベントを実施しましたので、ご報告申し上げます。

ノロッコ号は、平成元（1989）年6月24日に運行が開始され、毎年春から秋にかけて釧路一塘路間を時速約30キロで1日1往復ないし2往復しております。

本年度の運行実績は、4月27日から10月14日までの計140日間で8万5,898人の利用があり、対前年比126%、1万7,898人の増加となり、また、9月1日には累計乗客数200万人を達成しております。

節目を迎えた本年、本町においては、4月27日の出発式に沿線自治体首長として参列したのを皮切りに5月25日には、30周年記念特別「くしろ湿原ノロッコ号82・81号」の川湯温泉延長運転に合わせ、標茶駅において、観光パンフレットとノベルティの配布、ゆるキャラによる歓迎、標茶高校のエゾシカレザーストラップ・牛乳の販売、商工会、長坂チーズ工房、グリーン☆ツーリズム標茶による特産品の販売を行っております。

7月30日には、30周年にちなんで設定された自治体PRデーの第2弾企画として、塘路駅において、標茶町PRセットの配布、標茶高校による「しべパフェ」に使用するアイスクリームの無償提供、エゾシカレザーストラップの販売、標茶高校PRビデオの放映、グリーン☆ツーリズム標茶による特産品の販売、釧路臨港鉄道の会によるNゲージ運転会を実施しております。また、標茶高校ガイドゼミ生5名によるノロッコ号車内での観光ガイド、ホームにおいてはゆるキャラによる横断幕を掲げての歓迎を行いました。

10月14日の運行最終日には、町と観光協会により、標茶町PRセットを配布し、JR北海道が作成した30周年フラッグを使用しお出迎えとお見送りを実施しました。

また、このほかにも7月27日には、乗客を対象に、標茶高校ガイドゼミ生による、塘路湖畔でのガイドとウォークラリーを行っていただくなど、ノロッコ号で利用の方々に対する本町のPRを実施してまいりました。

今後も引き続き、標茶町に訪れる観光客へ本町の魅力を伝えるとともに、リピーターへのきっかけづくり、釧網本線の利用促進のためにも、JR北海道とタイアップしたイベントを実施していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。
諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第58号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第58号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第58号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案1ページ及び資料1ページをご覧ください。

議案第58号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町廃止焼却炉解体工事です。資料へまいります。

工事概要は、焼却炉本体を含む全ての施設の解体・撤去、汚染物除去汚水処理、環境測定・調査分析でございます。工事場所は開運9丁目21番地。契約金額は1億8,315万円で契約の方法は指名競争入札でございます。入札執行日は令和1年10月25日。指名業者の状況ですが、サトケン・星・赤坂特定建設工事共同企業体、葵建設株式会社、宮脇土建株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

議案書に戻ります。

契約の相手方はサトケン・星・赤坂特定建設工事共同企業体。代表者は川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役佐藤紀寿。構成員につきましては川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役星 光彦。川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地、赤坂建設株式会社、代表取締役赤坂充哉でございます。

資料に戻ります。

竣工予定日は令和2年9月30日です。新規・継続の別は新規でございます。

備考といたしまして、予定価格1億8,700万の事前公表で実施しました。

以上で議案第58号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 今説明を受けてちょっとわからないことがございますのでお聞きしたいと思います。

資料にこの入札業者、町内業者3社の工事共同企業体、この工事はいいと思いますが今まで当初予算から何度かこのことでいろいろ協議がありまして、問題なのは汚染物質が付着している建物である、アスベストのような危険な物質が付いている。それら进行处理したり水をかけながら解体するからその汚水になった水が処理されて、きれいな水で放出されるようなことなんだと私は理解しておりますが、このことは今発表になった企業体はどういうふうに今の私が指摘する項目について工事を進めるのか、私が前に協議の中で受け賜ったところでは、道内には2社くらいしかアスベストの処理業者は今のところ聞いていないというところもございしますが、この今回の業者はそのことは会社でそこを雇って工事をするのか具体的にわかれば知りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

当初、こちらの指名競争入札に参加するときに仕様書発注ということで仕様書を提示しまして、こういうような形で工事をして欲しいというような、こちらのほうの注文を付けた段階で、指名した業者についてはこの部分については全てクリアできるという判断で応札したというふうに考えております。

ただ、道内には議員申しましたとおり実施する業者等は少ないと聞いておりますので、その辺を含めて本州方面からの協力を得られる体制が整っているのではないかとというふうに、私どもは判断しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） この30万以上の委託資料の中でですね、クリーンセンターの計画策定を一昨年6月に契約しております。602万6,000円で。このコンサルタントの資料の結果というのは今住民課長が説明したことを1回目の5月にやったその指名業者を案内するときに伝えていなかったのですか。その点は……、まあ聞き方が悪いかと思うけど。アスベストがついている建物だとかいろいろ詳しいデータを報告したらこんなに私はそがおきなかったのではないかとそういうふうに単純に考えるんですがその点はどうですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

当初の入札の5社につきましても今回と同様の仕様書を提示して、参考の見積もりを含めてから対応しているところでございまして、最終的に最初の業者が対応できなかつたと

いうことは、おおまかな入札の辞退理由が技術者を確保できないというようなことでしたので、内容的には今回提示した内容と同じでございますので、技術的な部分ではそこはないと思っておりますが。業者のほうの入札を受けられない判断が技術者を確保できないというようなことでしたので、今回の内容とそこはないというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） それで、工事終了の途中、監督すると思うのですが、監督はどこが責任もちますか、建設課ですか住民課ですか、それともだれか監督する人は別におりますか、この点について伺って終わりにします。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 今の段階ではございますけれども、今年度につきましては住民課のほうで監督を含めまして対応する予定でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 本件につきましては、大変遠回りした感はありますけれども最終的に施工業者が決まり、先行きが見えたという点で非常に安堵しています。また、町内業者が落札し、そのことによって町内に経済的な波及効果もあるのかとそういった期待も寄せるところであります。とは言いながらここまで紆余曲折あったことも含めて今後同様の工事が無いとも限りませんので、そういったときに参考になればということで二、三質問をさせていただきます。

まず、確認ですけれども廃止焼却炉の解体については、コンサルの助言を取り入れるということで進めてきているわけですが、このコンサルの助言を必要とする主な理由というのはどういったことだったのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

そもそも、本町において焼却炉解体工事に関する知識それから経験等ございません。この点につきましては、発注を含めて業者に提示する内容をなかなか、こういうものだと提示するのは難しいことだと思っておりましたので、コンサルに委託することによってその内容をきちんと法律に基づく対応をできるような形で業者に発注するということの助言をいただいておりますし、発注仕様書につきましてもコンサルが作成したものを発注書として提示しておりますので、その部分についてはコンサルのちからがなければ進めなかったというふうに考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 専門性の高い、そういった工事であるということ、要約するとそういうことなのかなと。それに関して町のほうでは知見がないということと理解します。

次に、1回目の入札に関する指名業者に関して資料をいただいているわけですが、この5社を選定した理由というのはどういう理由なのかご説明願います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

こちらの指名業者につきましては、コンサル担当会社からの助言・アドバイスをいただきながら、道内に支店等を有する業者を指名しているところをごさいますて、見積り依頼をした段階の内容でいきますと、こういった解体工事の経験がある、もしくはダイオキシン等の除染作業を法に基づいてきちんと対応できる豊富な経験があると。それから除染作業についてもきちんとできるというような観点から主にコンサルタントの助言の中でこの5社を指名しているということをごさいます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ということは最初に指名された業者というのはそういった同様の工事に対して経験が豊かであり法令等も熟知していて除染等に関しても問題なくできる業者であるということこの5社になったということ間違いありませんか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） ただいまの議員のご質問でございましたが、主にそういった理由で決定したというふうに聞いております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ただいまの件理解いたしました。

○議長（菊地誠道君） 一括なので本来であれば3回で終わりなので……

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 当初の指名業者の選定理由ということ、それからコンサルの助言を求めた理由ということ、どちらも専門的な知識あるいは経験が必要な特殊性のある専門性の高い工事なのだということをその答弁からわかるわけですが、そうすると今回、2回目の入札に際して指名を受けた5社ですけれどそちらも同様にそういった経験を有しているということ指名されたら、そのように理解して構いませんか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

当初、入札辞退をした段階でこれ以外の業者が道内含めて施工できる業者を模索していたのですが、今回指名した5社につきましては、できるという情報を得て、あわせて事前に参考見積りをとる段階で応札の意思があるかどうかということは、この解体工事ができるかということも含めて意思表示をしてもらったところでございますので、その辺を含めて技術的には可能であるというふうに私のほうでは判断しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案可決されました。

◎議案第59号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第59号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第59号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成29年5月に改正された地方公務員法と地方自治法が令和2年4月に施行されることとなっております。改正法の趣旨は地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率かつ適正な運営を推進するため、臨時的任用職員あるいは非常勤職員の適正な任用の確保など会計年度任用職員制度の明確化を図ることとして改正されたものであり、本町においてもこれら改正法の趣旨に基づき、新たに標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定し対応してまいりたいというものであります。

以下内容についてご説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。また議案資料としまして議案説明資料の2ページか

ら標茶町会計年度任用職員に関する規則案を添付させていただいておりますのであわせてごらんいただければと存じます。

議案書 2 ページです。

議案第59号 標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページをご覧ください。

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当とし、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とする。

2 給与は、会計年度任用職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法律又は他の条例に別の定めがある場合及び一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号。以下「給与条例」という。）第6条の3に掲げるものについては、その相当額を会計年度任用職員の給与から控除することができる。

3 給与は、法律又は他の条例に別の定めがある場合を除き、通貨で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

次のページにまいります。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員には、町長が規則で定める適用範囲の区分に従い、給与条例別表第1及び別表第2に定める額の給料を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給与条例別表第1及び別表第2に定める1級又は2級に分

類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号俸）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の計算期間は、月の1日からその月の末日までとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日（標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 フルタイム会計年度任用職員に対しては、会計年度任用職員となった日から退職した日までの給料を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの給料を支給する。

4 前項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外るとき又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その月の現日数から当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 任命権者が特別の理由があると認めるときは、町長の承認を得て前各項の規定にかかわらず給料の支給日以前において、給料を繰上げ又は分割して支給することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年標茶町条例第5号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第8条 給与条例第11条第1項から第2項及び第4項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第2項中「勤務時間条

例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第11条 給与条例第8条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第12条 給与条例第15条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第15条第1項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第11条第1項、第9条の規定により準用する給与条例第12条及び第10条の規定により準用する給与条例第13条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第23条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第8条の規定により準用する給与条例第11条、第9条の規定により準用する給与条例第12条及び第10条の規定により準用する給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料及び特殊勤務手当（月額で支給するものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合（無給の休暇の承認を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理）

第16条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第11条、第9条の規定により準用する給与条例第12条及び第10条の規定により準用する給与条例第13条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その者の勤務態様に応じて任命権者が決定する。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を7時間45分に21を乗じて得た数で除して得た額とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第3条、第7条、第10条及び第12条に規定する業務に従事したパートタイム会計年度任用職員には、同条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 パートタイム会計年度任用職員が前項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時

までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第20条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の135を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第22条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、第12条を準用し報酬を支給する。

2 前項の勤務は、第19条から前条までの勤務には含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)」において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等については、給料額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額合計額とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パート

タイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第24条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額と第18条の規定により計算して得た額（月額で支給するものに限る。）の月額の合計額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を除して得た額

(3) 時間額による報酬 第17条第4項の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第25条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合（無給の休暇の承認を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、第17条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して報酬を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合（無給の休暇の承認を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める額を減額して報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第26条 前条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第27条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算期間は、月の1日からその月の

末日までとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日は、町長が規則で定める日とする。

3 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

4 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

5 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外るとき又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。この場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

6 任命権者が特別の理由があると認めるときは、町長の承認を得て前各項の規定にかかわらず報酬の支給日以前において、報酬を繰上げ又は分割して支給することができる。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第8条の3第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から第3項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、標茶町職員等の旅費支給条例(昭和28年標茶町条例第7号)の例による。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第30条 第2条から前条の規定にかかわらず、勤務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別に定める。

(退職者の給与)

第31条 会計年度任用職員が法第28条第2項各号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その期間中は、いかなる給与及び費用弁償も支給しない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会計年度任用職員への移行に係る経過措置)

2 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者又は改正前の法第22条に規定する臨時職員として任用されていたもの並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 年標茶町条例第 号）による改正前の給与条例第21条に規定する非常勤職員として任用されていた職員で、施行日において会計年度任用職員として任用され本条例の適用を受けることとなった場合の給料月額（パートタイム会計年度任用職員の場合は報酬月額。）と期末手当から算定した年間収入額が、施行日の前年度において支給されていた給料月額と扶養手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当から算定した年間収入額に達しないこととなる者には、その差額相当額をその者が65歳に到達する会計年度まで給料及び手当（パートタイム会計年度任用職員の場合は、報酬）を支給する。ただし、1週間の勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には適用しない。

3 第14条及び第24条の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額の算定に係る給料月額（パートタイム会計年度任用職員は報酬月額）は附則第2項に定める差額に相当する額を含むものとする。

4 施行日の前日まで地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 年標茶町条例第 号）による改正前の給与条例第21条に規定する非常勤職員として任用されていた職員で1週間当たりの勤務時間が29時間として任用されている職員で施行日において引き続きフルタイム会計年度任用職員として任用され本条例の適用を受けることとなった者が再度任用されなかった初度の際に、慰労金として特別報酬を支給する。この場合、基礎となる給料月額は附則第2項に定める差額に相当する額を含むものとし、勤続年数は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による改正前の給与条例第21条に規定する非常勤職員として任用されていた期間とし北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和57年北海道市町村職員退職手当組合条例第2号）の定めに基づいて算定した額の2分の1の額とする。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

5 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者又は改正前の法第22条に規定する臨時職員として任用されていたもの並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例による改正前の給与条例第21条に規定する非常勤職員として任用されていた者に係る令和元年12月2日以降この条例の施行日の前日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第13条及び第23条において準用する給与条例第16条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

(準備行為)

6 この条例による会計年度職員の任用に関して必要な手続その他の準備行為は、附則第1項に掲げる施行の前日においても行うことができる。

別表は第4条関係の等級別基準職務表です。

アの一般給料表ですが、職務の級・基準となる職務の順に説明します。

職務の級1級の基準となる職務は定型的又は補助的な業務を行う職務です。

職務の級2級の基準となる職務は知識又は経験を必要とする業務を行う職務です。

イの医療職給料表2は、職務の級1級2級とも薬剤師、放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士です。

ウの医療職給料表3は、職務の級1級は准看護師です。2級は看護師です。

以上で、議案第59号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今回の条例改正によって現在町が抱える人手不足、非正職員と正職員の格差の解消、長時間労働の解消といった諸問題が解決されるというふうにお考えかどうか、それが1つ。それから町内の雇用や労働市場の拡大に大きな影響を及ぼす案件と申しますけれども、条例提案の時期というのが思ったよりも遅く、時間的に議論が深まらない可能性というのを少し感じています。

働き手の立場に立った場合、最低でも9月に概要を示して、民間の正規職員という選択の機会をふやすべきではなかったかと思いますが、その点どのようにお考えですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 答弁漏れがあったらご指摘いただきたいと思います。まず人手不足の解消になるかというご質問だったと思いますが、毎月広報しべちゃ等で臨時職員、パート職員の募集、毎月のように出ております。現業職場では足りないといったことがありまして毎月のように募集しているのも事実でございまして、ご案内かと思いますが人手は足りていない、欠員になっている状態も理解しているところでございます。

今回の制度改正で解消になるかというご質問だと思いますが、現在のベースについては、これまでの臨時賃金の単価、年収等を勘案して現在の制度、最初の制度を想定しています。周辺の自治体の情報等、ある程度の民間の給与水準も考慮しながら、また財政負担も考え

ながら最初の給与設定をしたところでございまして、給与設定だけで来るかどうかは私もこれから必ず解消になるということは確約できませんけれども、解消に向けて給与面だけではない部分についても整備をしたつもりでいますのでその辺はPRをして周知をしていきたいというふうに考えております。

2点目の職員と臨時職員給与の格差の部分についてのお尋ねだと思いますが、基本的に正職員と臨時職員が格差というのが、まず職責が違うというのが大前提であると考えております。この職責が違うので、当然、報酬対価も違ってくるのはこれまでも、これからも変わらないというのが理屈でありますので、議員おっしゃっている格差がどういうものかというのが具体的に私わかりかねますが、基本的には違うということが責任の度合いが違うので違うというのが原理原則の考えだというふうに考えています。

条例提案の時期が遅いのではないかとのご指摘でございますが、私どもも当初なるだけ早くあげたいというのが本音であります。ただしこの条例は新規条例でありまして、その条例の概要、フレームを作る際にいろんな町村から情報を集めてまいりました。その中で標茶町が決めなければならない項目というのが、なかなか見えてこない、国のマニュアルは発出しましたが、その中で町村がどんなことを決めなければならないというのが正直私どももわかっておりませんでした。ほかの町村の情報を聞きましても、ほかの町村はまだ提案されてないのではないかと今現在は思っておりますが、大都市はかなり進んでいるんですけれども、同じような自治体の中で同じような状況のところの情報がなかなかきませんでした。

なんとか一刻も早くということで、9月を目途に頑張ってはみたのですが、やはりこれまでから移行する部分も含めて漏れがないよう、当初の制度設計にはかなりの時間を要したのが正直なところでございまして、その点のご指摘については大変反省するところではございますが、私ども精一杯の努力のなかで今回の臨時会で上程させていただいたという経過がございますので、これから個々の今の方々には制度説明も含めてしていかなければならないと思いますが、この時期になったことについてはご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ありがとうございます。

1点再度お聞きしたいのですけれども、非正規職員と正職員との格差について、職責の違いであるというふうに、一言で片づけられているわけですが、まあ同一の労働に対して同一の賃金を払うという考え方等も町が率先して進めていかなければならない部分であると思います。職責の違いということに関して今回提案されている、フルタイムの職員とパートタイムの職員、全てに当てはめていったときに、職責に大きな差のない分野も実際にはあるのではないかと思うわけですが、そういった認識はされていないということですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

制度のフレームはそのような形になっているということで私は申し上げていたつもりです。これまでも例えば以前の定例会の時ににおいても保育士さんであるとか、そういった正職員と同じ仕事をしているのになぜ給料が違うんだとご指摘を受けたことがあります。それはそのときの答弁でもお答え申し上げましたとおり、将来推計を見越した中で正職員にすることがその時の判断として難しかったということで今日にきているということがありました。そういった事実は私どもも承知しておりますし、以前にも答弁した内容に変化はありませんので、そういう問題も含めて課題として持ちながら今回の条例を提案させていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 3回目です。要するに格差は抱えたままこの新規条例を運用していきながら、課題の解決をしていくんだと、格差の解消にも取り組んでいくんだとそういうことでよろしいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

基本的な考え方については、ここまで総務課長のほうから答弁させていただいたとおりであります。今回、地方公務員法が改正されて新たに会計年度任用職員という職制が設けられることになった。そこに移行していくための今回は新規条例の提案であります。

議員、格差というふうにおっしゃられておりますけれども、これについてもこの条例提案に際しては与えられた設定の中で適当な給付等を検討してきたところでありまして、背景にある職責あるいは職質の内容等々については、元々差があるから給付についても差があるというのが制度の基本的な考え方です。

現状、我が標茶町の組織の中で抱える矛盾についてもこれまで議会の中でも質問され、また答弁しておりますけれども、この会計年度任用職員の制度、条例を制定した上でさらに運用していく中でですね、不都合があった場合についてはその都度、その時の最良な方法について検討し、あるいは議会にも相談してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 新規条例ということであまり議論もできないのかなと思うのですが、この制度に移行する現在の対象となる方々がいらっしゃるというふう思うのですが、その方々が結果的に不利益にならないようであればいいのですが、そのような状況というのは考えられるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

この法律の改正法には政府に対して付帯決議がされております。その中で現在の非常勤が会計年度任用職員への移行にあつては、議員おっしゃったとおり不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保に努めることが示されているということでございまして、国からの示されたマニュアルの中でもそのように書かれているというふうに認識しているところでもあります。

私どもこの制度を設計するにあたって、現在の非常勤職員の方それから臨時職員の方が会計年度任用職員になった場合でも、ちょっと不利益というのが幅広いのであれなんですけれど、基本的には年収は確保しましょうという制度設計をしています。ちょっと細くなるのですが、国は手当のことにも言及してまして、手当は今までよりも悪くなっているはずです。国のほうからフレームがでて、例えば寒冷地とかはだめですよという話はされています。ですので今まで寒冷地が出ていた人は出なくなるということも非常勤職員ではあり得る話なんですけれども、その部分を年収で確保しよう、給料と手当で確保しようということで制度設計をしています。ですので、計算上の年収では時間外とかは除いていますけれども維持をするということで考えています。それ以外の部分、例えば休暇の部分についても改悪になるような制度設計は組んでいません。

そういった部分も含めて制度設計を考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 決められた法律の範疇でこれをやるということで制約はあると思うんだけど、ただ先ほど総務課長が言われたように、実際はかなり違いがもう出てきますよね。それで私、前に質問したときにね、給料、報酬の面では少し上がるとか今までなかったものがでてくるとかっていうようなのが確かにあると思うんです。1番心配しているのは、さっき人手不足の質問がありましたけれども、その人手不足の主たる要因は非正規職員から正規職員にいけないというね希望のない雇い方、これが1番の原因だったと思うんですよ。今回の広報しべちやをみてもありとあらゆる職種で応募していますよ。非正規が固定化するんじゃないかと、これを通すことによってね、という心配があるんだけどその点について考え方、これ以上は私質問しませんけれどね。非正規が固定化するような条例改正になっちゃうんじゃないかというふうに思うのですが、それはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 大変難しい質問だと私は思っています。

過去には定員の管理だとか行革プランで退職して不補充で非正規がふえてしまつてという現実があつた中でこの制度になつて。

確かに今回、退職手当も措置されてきます。2年目以降ですけれども、若干ですけれども措

置されてくるといふ大幅に制度が変わる部分がありますけれども。その固定化というのが、うちの場合の実態を見ると今までとさほど変わらないのではないかと個人的な考えとしてはあるのですが、ただこれが例えば退職手当が創設されるということが、現場の臨時職員・非常勤職員の皆様がどのように感じているかというのは、正直私、感覚としては把握していません。これからの推移をみななければならないなと思っています。中々この制度の制度説明がゆきとどいてない部分もあるかと思いますが、そのへんも踏まえてしっかりと今働いている人方に周知を徹底していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 非正規の固定化が人手不足に繋がっているのではないかとということをお聞いたのです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員のほうから非正規を固定化する条例制定に繋がるのではないのかと、それが人手不足の一因になるのではないのかというご指摘だと思います。ある意味そういうこともあるのではないかと思います。しかしながら現状の臨時、非常勤職員の待遇をどこまで改善すればまんの人員を確保できるのかというのは簡単に推しはかることのできない問題でもあります。と申しますのも、標茶町役場だけではなくて町内でもいろんな職種、職場で人手不足がいわれておりますし、これは標茶町だけではなくて全国的にも言われていることでもあります。非常に複合的な要因があるわけでありまして、簡単に待遇面だけでは断定できない問題なんだろうなというふうに思ひます。

この条例が非正規を固定化するのではないのかということに関しましては、これまでも総務課長から答弁させてもらったとおり、現状の地方公務員法で不都合がある部分については是正をしていきたい、そういった内容で改正をさせてもらっておりますので、満足度はそれぞれだと思いますけれども基本的には今よりは悪化させない、いまよりかは良くする方向でフレーム組みを行ってきているところであります。一から百まで全部を取り上げて百項目全部がプラスになるとは限りませんが、総体的にはそういった考え方で進めておりますので、非正規を固定化する条例だというふうな認識で上程はしておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第59号は総務経済委員会に付託の上、閉会中の継続審査

とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議案となりました議案第59号は総務経済委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、令和元年標茶町議会第5回臨時会を閉会いたします。

(午前11時35分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 3 番 長 尾 式 宮

署名議員 4 番 松 下 哲 也

署名議員 5 番 熊 谷 善 行